

西海市事務事業見直しに関する指針

平成 18 年 6 月 8 日

西海市行政改革推進本部

1. 基本方針

(1) 目的

地方分権社会の進展や少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化・高度化に伴い、地方自治体の果たす役割が増大する中、三位一体改革の進展による地方交付税の縮減や市税等の減少により、本市においては、合併当初から厳しい財政運営を余儀なくされており、限られた財源をより重点的かつ効果的に配分することが求められている。

しかしながら、旧町から継続された事務事業については、その政策上の必要性、有効性について、十分な検証が行われていないまま引き継がれているのが現状であり、現在市が行っている事務事業については、旧町からの継続のものも含め、政策上の必要性などの検討を行い、取捨選択を積極的に行う必要がある。

また近年、厳しい経済雇用情勢を背景としたワークシェアリングの考えの浸透とともに、新たな雇用創出の観点から、民間活力の導入の機運が急速に高まってきており、行政が行うべき事務事業や業務であっても、より効率的な執行が可能なものについては、可能な限り民間に委ねるといった考えが浸透しつつある。

さらには、情報公開の進展等による市民の行政への関心の高まりにより、市民が地域の課題に果たす役割は重要になってきており、市民と行政との協働を積極的に推進することが求められる。

このような状況を踏まえ、市の果たすべき役割の重点化と市民とのパートナーシップによる、少ない資源（ヒト、モノ、カネ）で最大の効果を生み出すことができる効率的な事務事業の執行体制を目指し、西海市行政改革大綱及び行財政集中改革プランに基づき、事務事業の見直しを推進するものとする。

(2) 見直しの視点

事務事業の見直しを行うにあたっては、行政サービスの現状を認識し、課題の発見、改善へとつなげていくことで、財源の重要施策への重点化を図るといった視点に立った戦略的な事務事業の統廃合などの事務事業の整理合理化を検討することとする。

また、コストの縮減、市民サービスの向上、民間企業の活性化による雇用の拡大や地域経済の活性化、市民団体やNPOとの連携による市民との協働の推進を図るといった視点での、民間への移譲・委託、あるいは市民の自主的な活動の導入といった、民間活力の導入について検討することとする。

2. 対象となる事務事業

(1) 対象範囲

見直しの対象とする事務事業は、予算の有無を問わず、次の1号及び2号に掲げるものを除き、現在、市が行っている全事務事業とする。また、次の3号及び4号に掲げるものにあつては、民間活力の導入の検討範囲から除く。ただし、その一部について、費用対効果や効率性、民間活力の積極的な導入の観点から民間への移譲・委託が望ましいものについては、見直しを行う。

- ① 市に裁量権のないもの
- ② 市が自ら行うことが法的に義務付けられているもの
- ③ 政策・施策の立案・調整・決定など市自らの判断を要するもの
- ④ 公平性・公正性の確保、個人情報保護のため、市が自ら行う必要があるもの

(2) 事務事業の単位

見直しを行う事務事業の単位は、予算における事務事業の単位を基本とし、必要に応じて、さらに細分化することも可とする。なお、予算を伴わない事務事業についても、これを基本に単位を各部署で設定するものとする。

3. 見直しの方向性

(1) 事務事業の整理合理化

見直しの対象となる全ての事務事業について、次に掲げる整理合理化の方向性を検討する。

- ① 廃止
 - 市民（民間）と行政の役割分担やサービスの公平性の観点から、事務事業の公共性が乏しいもの。
 - 事業開始当初と社会経済情勢が変化し、事務事業の公共性や必要性、有効性が薄れたもの。
- ② 統合
 - 市が行っている同種の事務事業が他にあり、必要性が乏しいもの。
 - 一元的に実施することにより、効率的な執行が可能なもの。
- ③ 改善
 - 有効性や効率性の向上を図る観点から、事業を改善する方向で見直すもの。
- ④ 縮小
 - 事務事業の必要性や有効性の上から判断して、対象を限定することが可能なもの。
 - 必要性から判断して、数年置きの実施が可能なもの。
 - 市民ニーズに比較して、サービスの供給が過剰となっているもの。

⑤ 継続・強化

- 必要性や有効性の上から、継続、あるいは充実することが望まれるもの。

(2) 民間活力の導入

事務事業の整理合理化の方向性の検討において、「廃止」となったものを除き、次に掲げる民間活力の方向性について検討を行う。

① 民間移譲

- 事業実施主体として民間が適しており、市が行う必要性がないもの。

② 民間委託

- 市自らが直接行う必要性が乏しく、その事務事業の全部または一部を民間に委託しても市の責任や信頼性、安全性を確保しつつ、サービス水準が維持でき、費用対効果の向上が期待できるもの。

③ 市民活動の導入

- 本来市民が行うべき事務事業で、市が直接行うより、市民の自主的な活動の支援と促進に努めることが望ましいもの。
- 市民の活動を取り入れながら実施することで、より効果的・効率的な実施が可能であり、自治の振興、市民活動の活発化が図られるもの。

4. 判断基準

(1) 事務事業の整理合理化における判断基準

事務事業の整理合理化の方向性を検討するにあたっては、次の指標を判断の基準とする。

① 公共性・必要性

- 公私の役割分担から市が実施すべきものであるか。
- 特定の地域や団体等の利益のみに供するものでないか。
- 社会や市民のニーズは高いか。
- 既に目的が達成され、事業の必要性が薄れていないか。
- 市が行っている他の事務事業により、住民ニーズを満たすことが可能でないか。

② 有効性

- 計画目標に対し、着実な事業進捗が図られているか。
- 効果を高める上で、手段、手法に変更の余地が無いか。
- 社会経済情勢の変化により、実施効果が薄れていないか。

③ 効率性

- 事務事業の実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか。
- コストの削減は、図られているか。
- 市の他の事業と併行して実施できないか。

(2) 民間活力の導入における留意点

民間活力の導入の方向性を検討する上で、民間委託又は市民活動の導入を検討する場合においては、次の点に留意するものとする。

① サービス水準の確保

- 市が提供すべきサービスの水準を明確にした上で、民間へ移譲あるいは委託しても、将来にわたり、その水準が確保できるか。

② 責任や信頼性、安全性、公平性の確保

- 民間に委託しても、市の管理監督が十分に行き届くか。
- 個人情報等に関して適正な管理ができるか。
- 事故発生時など緊急時にも対応できるか。
- 民間へ委託しても、サービスの公平性を確保できるか。

③ 費用対効果

- 市自らが行う場合と比較して、コストの削減につながるか。
- 民間のノウハウを生かすなどにより、効果の拡大につながるか。

④ 市民活動へ委ねることの妥当性

- 本来市自らが行うべきものではないか。
- 市民活動に委ねることにより、市民活動の低下を招かないか。

5. 見直しの推進

(1) 見直しに当たっての事務手順

事務事業の見直しの事務手順は、別紙1「事務事業の見直し作業事務手順フロー」に沿って行うこととする。

その際、事務事業の整理合理化の方向性及び民間への移譲については、別紙2「事務事業評価表」を参考に全ての事務事業について検討を行い、その結果「廃止」または「民間移譲」となったものを除き、民間委託あるいは市民活力の導入について、「民間委託の可能性点検表」を参考に検討を行うものとする。

この検討の結果は、「集中改革プランにかかる具体的取組内容調査票」に記入するとともに、本庁の各部内で調整し、財政管理課との協議の後、行政改革推進本部へ提出する。

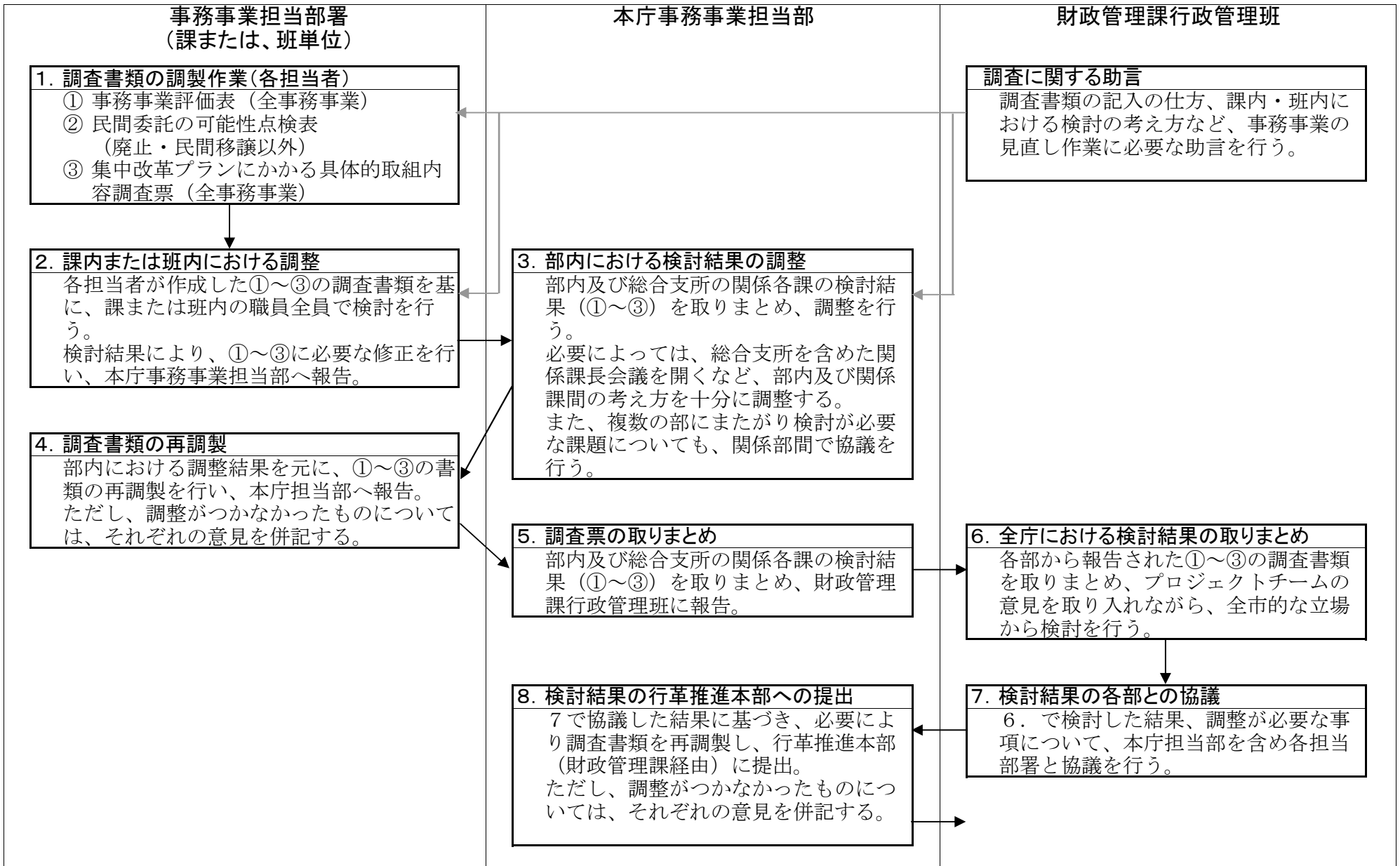
なお、行政改革推進本部においては、必要に応じ行政改革推進委員会への諮問を行い市民の意見を反映した後、集中改革プランの中で取りまとめ公表を行う。

(2) 取り組み体制

課内、あるいは班内における事務事業の見直し作業にあたっては、その事務事業の担当・非担当を問わず全員の意見を尊重することとし、廃止、統合、縮小、改善、継

続、強化の順で、既成概念にとらわれることなく検討を行う。また、財政管理課においては、随時必要な助言を行い、可能な限り統一した認識の下、作業が進められるよう配慮することとする。

事務事業見直し作業事務手順フロー



事務事業評価表

事務事業名					
予算科目		款・項・目		予算事業番号	
事務担当	所管部課			作成者	
事業の内容					
事業の目的					
事業目標					
区 分		評価	個別視点ごとの評価 (該当するものを記入)		
項目	個別・項目ごとの視点				
公共性・必要性	①公私の役割分担から市が実施すべきものであるか	A 実施すべきである	B 検討する必要がある	C 実施すべきでない	
	②特定の地域や団体等のみの利益に供するなど限定性がないか	A 限定性はない	B 若干限定される	C 限定性が高い	
	③社会や市民のニーズは高いか	A 非常に高い	B 高い	C 低い	
	④既に目的が達成され、事業の必要性が薄れていないか	A 薄れていない	B 一部薄れている	C 薄れている	
	⑤他の事務事業により、住民ニーズを満たすことが可能ではないか	A 可能でない	B 一部可能である	C 可能である	
	公共性・必要性について	A 公共性は高い	B 公共性を高める必要がある	C 公共性は低い	
有効性	①計画目標に対し着実な事業進捗が図られているか	A 進捗率80%以上	B 進捗率60～80%未満	C 進捗率60%未満	
	②効果を高める上で、手段、手法に変更の余地はないか	A 変更の余地がない	B 一部変更の余地がある	C 他に効果的な方法がある	
	③社会経済情勢の変化により、実施効果が薄れていないか	A 薄れていない	B 一部薄れている	C 薄れている	
	有効性について	A 有効性は高い	B 有効性を高める必要がある	C 有効性は低い	
効率性	①費用、業務量に見合った活動結果が得られているか	A 得られている	B 一部得られている	C 得られていない	
	②コストの削減は図られているか	A これ以上削減できない	B 削減する余地がある	C 削減できる	
	③市の他事業と併行して実施できないか	A 実施できる	B 検討する必要がある	C 実施できない	
	効率性について	A 効率性は高い	B 効率性を高める必要がある	C 効率性は低い	
総合評価					
【今後の方針】		目標年度	平成	年度までに	
A 現状を維持または強化して継続する	【評価の理由】				
B 規模を縮小して継続する					
C 事業を改善する方向で見直す					
D 他の事業と統合して実施する					
E 事業を廃止する					
F 事業を民間に移譲する					

民間委託の可能性点検表

事務事業名				
事務担当	所管部署		作成者	
現在の実施方法		<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託		
民間委託等の可否の点検項目	区分	項目	はい	いいえ
	共通点検項目			
	将来にわたり、サービス水準を確保できる。			
	市の管理監督が十分に行き届く。			
	個人情報等に関して適正な管理ができる。			
	事故発生時など緊急時にも対応できる。			
	サービスの公平性を確保できる。			
	市自らが行う場合と比較して、コスト削減につながる。			
	民間ノウハウの活用により、効果の拡大につながる。			
	事務量や職員の配置状況から、民間委託することが適当である。			
市民活動の導入にかかる点検項目				
本来市民が行うべきものである。				
市民活動の低下を招かない。				
総合判定	<input type="checkbox"/> 民間委託(市民活動の導入)が可能 <input type="checkbox"/> 民間委託(市民活動の導入)が不可能 ※ 「はい」に該当する項目が多いほど、民間委託の可能性が高い。			
総合判定の理由				